

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和八年五月二十八日

江戸川区長 齊藤 猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布します。

令和八年四月一日

江戸川区長 齊藤

猛

江戸川区条例第二十三号

号の四様式」に改める。

第四十四条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十五条第二項中「第三十八条第一号又は第三十七条第三項ただし書」を

「第三十七条の三又は第三十七条第二項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車

税」に、「又は第三十八条第一号」を「若しくは第三十七条の三又は第三十七条

第二項ただし書」に改め、同条第九項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十六条（見出しを含む。）及び第四十六条の二（見出しを含む。）中「種

別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第三条の五の前の見出し及び同条を削る。

付則第三条の五の二に見出しとして「（個人の区民税の住宅借入金等特別税額

控除）」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」

を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に改め、「において、前条第一項

の規定の適用を受けないとき」を削り、「附則第五条の四の二第五項」を「附則

第五条の四第五項」に改め、同条第二項中「付則第三条の五の二第一項」を「付

則第三条の五第一項」に改め、同条を付則第三条の五とする。

付則第四条第二項中「、付則第三条の五の二第一項」を削る。

付則第五条の三から第五条の七までを削る。

付則第六条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百四十四条

第三項に規定する」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六

十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度」を「令和八年度」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項を削る。

付則第七条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

付則第八条第三項第二号、第九条第三項第二号、第十条第三項第二号、第十二条第五項第二号、第十三条第二項第二号及び第十四条第二項第二号中「、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」を「及び付則第三条の五の二第一項」に改める。

付則第十四条の二第二項第二号及び第五項第二号並びに第十四条の三第二項第二号及び第五項第二号中「、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項」を「及び第三条の五第一項」に改める。

付
則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の江戸川区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成二十六年七月江戸川区条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

付則第五条中「の種別割」を削る。